

○ 帰国きこく 困難者こんなんしや の在留申請ざいりゆうしんせい について

新型しんがたコロナウイルス感染症かんせんしやうの影響えいきやうにより、国くにに帰るかえ時のとき飛行機ひこうきが取れない人とや家いえに帰るかえことが難しい人むずかへ

① 「短期滞在たんきたいざい」で日本にほんにいる人ひと

⇒ 「短期滞在たんきたいざい（30日にち）」の在留期間ざいりゆうきかんの更新こうしんができます。

② 「技能実習ぎのうじっしゅう」または「特定活動とくていかつどう（外国人がいこくじん建設けんせつ就労者しゅうろうしやまたは外国人がいこくじん造船ぞうせん就労者しゅうろうしや）」で日本にほんにいて、前まえと同じ会社おなかいしゃで同じ仕事おなしごとをしたい人ひと

⇒ 「特定活動とくていかつどう（30日にち・就労可しゅうろうか）」への在留資格変更ざいりゆうしかくへんこうができます。

③ その他の在留資格ざいりゆうしかくで日本にほんにいる人ひと（②の人ひとで、仕事しごとをする予定よていがない人も含むひとふく）

⇒ 「短期滞在たんきたいざい（30日にち）」への在留資格変更ざいりゆうしかくへんこうができます。

○ 在留資格ざいりゆうしかく 認定証明書にんていしやうめいしよ 交付申請こうふしんせい について

新型しんがたコロナウイルス感染症かんせんしやうによって上陸制限じやうりくせいげんをかけられている人が、在留資格ざいりゆうしかく 認定証明書にんていしやうめいしよ 交付申請こうふしんせい をする
場合ばあいについて

① すでに在留資格ざいりゆうしかく 認定証明書にんていしやうめいしよ 交付申請こうふしんせい をしている場合ばあい

⇒ しばらく審査しんさはしません。

② 申請しんせいをしている間あいだに活動かつどうを開始かいしする時期じきの変更へんこうをする場合ばあい

⇒ 会社かいしゃが作った理由書つくりゆうしよを提出ていしゆつしてください。（※ただし、しばらく審査しんさはしません）

③ 再入国さいにゅうこく 出国しゅつこくをしている間あいだに在留期限ざいりゆうきげんがきた人ひとや、改めて在留資格ざいりゆうしかく 認定証明書にんていしやうめいしよ 交付申請こうふしんせいをした場合ばあい

⇒ 申請書しんせいしよと会社かいしゃが作った理由書つくりゆうしよを提出ていしゆつしてください。（※ただし、しばらく審査しんさはしません）